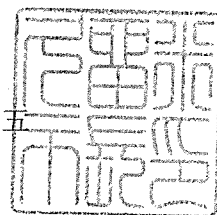


久留米市田主丸複合文化施設災害復旧工事基本計画策定業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年6月19日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市田主丸複合文化施設災害復旧工事基本計画策定業務
- (2) 履行場所：久留米市田主丸町田主丸770番地1
- (3) 業務内容：別紙「久留米市田主丸複合文化施設災害復旧工事基本計画策定業務仕様書」
のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から令和7年1月19日まで
- (5) 予定価格：21,934,000円（税込）
- (6) 入札書比較価格：19,940,000円（税抜）
- (7) 最低制限価格：無
- (8) 支払条件：前払金及び部分払いは無
- (9) その他：入札者が1者であった場合においても入札は有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、提出書類の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 建築士法第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所としての登録を行い、か

つ、当該事業所に一級建築士が2名以上在籍していること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、**ウ、オ、カ、キ**の提出書類は提出しなくてよい。また、カ、キ、ク、ケは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類（様式第1号から第6号は久留米市のホームページより入手すること）

ア 入札書（様式第1号）

イ 委任状（様式第2号）本店以外の支店等が入札・契約を行う場合のみ

※委任状を提出する場合、受任者の職名及び氏名を記載し、捺印すること。

ウ 入札保証金納付領収書の写し又は6（１）に規定する金融機関の保証等

エ 入札参加資格確認申請書（様式第3号）

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）

カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

キ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分			税区分		納税等証明書	
			税目		法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、 消費税及び地方 消費税		国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人 事業税		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	法人市民税、市県 民税、固定資産 税、軽自動車税		久留米市税に滞 納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
		久留米国保	国民健康保険		—	

ク 一級建築士事務所登録を証する書類（建築士事務所登録証明書）

ケ 在籍する一級建築士の資格に関する書類（建築士免許証等）

（２）提出期限

令和6年7月9日（火）17時00分 必着

（３）提出先（宛先）

10 事務局

（４）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち、イ～ケを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

- (1) 日時：令和6年7月16日（火）10時00分
- (2) 場所：田主丸総合支所202会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札候補者及び落札者の決定方法
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札関係事務に関係の無い市の職員にくじを引かせるものとする。
その後、落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。審査の結果、落札候補者が資格を有しないことが判明した場合、次候補者の資格を審査し落札者を決定する。以下、落札者の決定まで同様に繰り返す。
- (5) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。
- (6) 入札辞退
入札を辞退するものは、開札執行前までに入札辞退届（様式第5号）を10 事務局に提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代

えることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が 2 以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和 6 年 6 月 28 日（金）12 時 00 分まで
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：
質問書（様式第 6 号）を FAX 又は E メールで提出すること。
電話での質問は受け付けない。また、着信確認の電話連絡を行うこと。
- ④ 質問に対する回答：
令和 6 年 7 月 2 日（火）までに E メールで回答する。
また、必要に応じて市ホームページで公開する。
- ⑤ 現場確認の期間：
公告日から令和 6 年 7 月 12 日（金）までの平日 9 時 00 分から 12 時 00 分まで。
現場確認を希望する場合、希望日の前日（平日 9 時 00 分から 16 時 00 分まで）に電話で予約すること。
なお、現場での質問は受け付けない。また、現場説明は実施しない。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定の日の翌日から 6 日以内に契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあ

る。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 田主丸総合支所 文化スポーツ課 草野、坂本

住所：久留米市田主丸町田主丸459番地11

電話：0943-74-4000

FAX：0943-73-4030

Eメール：t-bunka@city.kurume.lg.jp